

# 審査公報

## 告示番号：1



最高裁判所判事  
尾島 明  
あきら  
昭和三年九月一日生

### 略歴

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コーネル大学ロースクール(L.L.M.)を卒業。  
昭和六〇年 四月 判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。  
平成 七年 四月 判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事(部総括)、最高裁上席調査官を務める。

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 令和五年一月二五日 大法廷判決  
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法一四条に違反しない(多数意見)  
二 令和五年三月二四日 第二小法廷判決  
自室で出産し、死亡したといふ児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない(全員一致)  
三 令和五年一月一八日 大法廷判決  
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。  
四 令和五年一月二五日 大法廷判決  
同性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三一条一項四号の規定は憲法三三条に違反する(多数意見)  
五 令和五年二月一七日 第二小法廷判決  
劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である(全員一致、裁判長)  
六 令和五年二月一五日 第二小法廷判決  
国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条、二九条に違反しない(全員一致、補足意見付加、裁判長)  
七 令和六年六月二日 第二小法廷判決  
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の性別にかかわらず、認知を求めることができ、(全員一致、補足意見付加、裁判長)  
八 令和六年七月三日 大法廷判決  
旧優生保護法中の優生規定は憲法一三條及び一四條に違反しない(全員一致)

裁判官としての心構え  
事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなげなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立立で」「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することです。

## 告示番号：2



最高裁判所判事  
宮川 美津子  
みよこ  
昭和五年二月一三日生

### 略歴

愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校、豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校を卒業。東京大学法学部を卒業。  
昭和五九年 四月 司法修習生  
六一年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)  
六二年 四月 ハンバード・ロースクール修了(L.L.M.)  
六七年 三月 ニューヨーク州弁護士資格取得  
七一年 四月 T.M.I総合法律事務所パートナー  
七四年 七月 経済産業省産業構造審議会臨時委員、同知財産政策部会(現、知財産分科会)委員  
七七年 四月 慶應義塾大学法科大学院講師  
七九年 二月 文部科学省文化審議会著作権分科会委員  
同年 五月 日本商標協会理事(令和五年五月副会長)  
二〇〇一年 三月 内閣府知的財産戦略本部有識者本部員  
二〇〇七年 六月 エステー株式会社取締役  
二〇〇八年 六月 パナソニック株式会社社外監査役  
二〇〇九年 四月 財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科会委員  
三〇〇一年 三月 公益社団法人日本仲裁人協会理事  
三〇〇二年 四月 平成三十二年「知財功労賞(経済産業大臣表彰)」

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 令和六年七月五日 大法廷判決  
優生保護法中の優生規定は憲法一三條及び一四條一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一一条一項の適用上違法の訴権を受ける。立法行為によって発生した損害賠償請求権が民法二一九年法律第四四号による改正前の(二)七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底承認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができ、同条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反しない(全員一致)  
二 令和六年七月一日 第一小法廷判決  
宗教法人とその信者ととの間で締結された念書により、当該信者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反の理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においてはこのような不起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断し、さらに、宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為が不法行為法に違法であるとはいえないとした原審を破棄し、宗教法人らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるために本件を原審に差し戻した(全員一致)

裁判官としての心構え  
昨年一月の職務上、最高裁判所判事の職責の重さを日々実感しながら、職務に邁進しております。これからも、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであることを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正で妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の多様性に貢献できるように努めてまいります。

## 告示番号：3



最高裁判所長官  
今崎 幸彦  
ゆきひこ  
昭和三年一月一日〇日生

### 略歴

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。  
昭和五六年 四月 司法修習生  
五八年 四月 判事補に任官、以後、東京地裁、最高裁判事局、外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリピン日本大使館(京都地裁)、最高裁(調査官)に勤務。  
平成 七年 五月 判事に任官、以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁判事局課長、東京高裁判事、司法研修所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事(部総括)を務める。  
二五年 一月 最高裁判事局長兼図書館長  
二七年 四月 水戸地裁所長  
二八年 四月 最高裁事務総長  
令和 元年 九月 東京高裁長官  
四年 八月 最高裁判所判事  
六年 八月 最高裁判所所長官

最高裁判所において関与した主要な裁判  
一 令和五年二月二五日 大法廷判決  
令和三年〇月三一日施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法(令和四年法律第八九号による改正前のもの)一三一条項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったといふことはできず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものといふことはできず(多数意見)  
二 令和五年七月一日 第三小法廷判決  
生物学的な性別が男性であるが同一性障害者である旨の医師の診断を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法となした(全員一致、補足意見付加、裁判長)  
三 令和五年〇月一八日 大法廷判決  
令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三〇年法律第七七号による改正後の公職選挙法一四條、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度に著しい不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至っていないものといふべき(多数意見)  
四 令和五年〇月二五日 大法廷判決  
同性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三一条一項四号は憲法三三条に違反しない(多数意見)  
五 令和六年七月三日 大法廷判決  
優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三條及び一四條一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一一条一項の適用上違法の訴権を受け、これにより発生した損害賠償請求権が民法平成二九年法律第四四号による改正前の(二)七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが信義則に反し許されない(全員一致)

裁判官としての心構え  
当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。  
・ 当事者の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。  
・ 裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。  
・ 裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

# 投票日 10月27日(日)

- 投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の「×を書く欄」に×を書いてください。
- やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

